

第1節 雪害対策

総務部 振興部 観光部

第1 災害予防計画

積雪期における災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、国・県・村道等の交通確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するための主な取組みは、次のとおりである。

- (1) 村内の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。

1 雪害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。

- (1) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (2) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

2 道路交通の確保計画

村は、積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、関係機関と協力し、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

- (1) 村は、除雪計画路線及び除雪委託業者を定めておき、豪雪時には道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 農林産物対策計画

雪害による農林産物の被害を防ぐため、県の協力を得て生産者等に対する適切な技術指導を行う。

- (1) 水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
- (2) 雪害に対処するため、水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。
- (3) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

4 建築物対策

- (1) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
- (2) 雪に強い住宅の普及を行う。
- (3) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図る。

5 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして次の体制等の整備を行う。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、村は、除雪体制の強化を図る。

(2) 避難収容関係

避難施設等における暖房設備の設置等を行う。

7 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(1) 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、あるいは、まさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、村及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

2 除雪活動

(1) 除雪体制の確立

村は、村道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に支障をきたすおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき。）。

(3) 除雪路線

村は村道の交通確保のため、村除雪委託業者と連絡を取り、迅速に除雪を実施する。路線の除雪順位は次のとおりとする。

- ア 消防水利の存在する村道及び消防水利に通ずる村道
- イ 公共施設に通ずる村道
- ウ 通学用道路となっている村道
- エ 交通量の多い村道及び産業道路として重要な村道

(4) 住民による除雪活動等

住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、村等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

3 交通の規制

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

第2節 航空災害対策

総務部 振興部

第1 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助・救急及び消火活動を行う関係機関は資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

村は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 災害応急体制の整備

(1) 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

村は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

村は、消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2 災害応急対策計画

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに松本地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

村は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 応援体制への早期対応

村は、災害の規模等により、村の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

村は、県から災害の発生情報を得た場合は、松本広域消防局と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や塩筑医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第28節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第3節 道路災害対策

総務部 振興部

第1 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

1 道路・橋梁等の整備

(1) 村は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

(2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

2 災害応急体制の整備

村は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても松本広域消防局及び医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

第2 災害応急対策計画

村は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 災害情報等の収集・連絡

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる災害状況の調査を行い、県及び関係各機関に報告する。

2 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を松本広域消防局の協力を得て実施する。

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

4 災害応急対策の実施

(1) 応急活動の実施

村は、村内の道路（橋梁等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 協力体制の確立

村は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

村は、道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

6 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により、村単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

8 被害拡大防止措置

村は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 消防団員、交通安全協会役員及び自主防災組織役員は警察官の指導のもと、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制に協力する。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

村は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、広報車等により広報を行う。

第4節 鉄道災害対策

総務部

第1 災害予防計画

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、松本広域消防局と協力して予防活動の円滑な推進を図る。

1 踏切道の保守・改良

村は、県及び関係機関と連携して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

- (1)踏切道の立体交差化
- (2)踏切道の構造の改良
- (3)踏切保安設備の整備

2 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

3 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

4 情報収集・連絡体制の整備

- (1)村は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (2)特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、相互に連絡を取り合うための連絡体制を事前に確立する。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (1)消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- (2)近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

6 緊急輸送活動のための体制の整備

村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画

村は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 村は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、村及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

村は、県及びJR東日本と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族・一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 危険物等災害対策

総務部

第1 災害予防計画

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全の確保や災害応急体制の整備を図り、松本広域消防局と協力して危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

村は、火災予防上の観点から松本広域消防局の協力を得て事業所の実態を把握し、次の指導を行う。

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

〔事業者〕

- (1) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- (2) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- (3) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄について、松本広域消防局の助言を得て整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、松本広域消防局の協力を得て活動体制の整備を一層推進する必要がある。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

第2 災害応急対策計画

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

〔事業者〕

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、松本広域消防局等に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 共通事項

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

(2) 危険物関係

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに松本広域消防局に通報する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

松本広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について指導する。

〔関係機関（危険物施設の管理者等）〕

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずるものとする。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

(3) 毒物・劇物関係

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関において中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合は、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 環境モニタリングを実施する。

(4) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第6節 林野火災対策

総務部 振興部

第1 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、松本広域消防局及び関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立し、林野火災消防計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

1 林野火災に強いむらづくり

(1) 林野火災消防計画の確立

村は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

(ア) 特別警戒区域

(イ) 特別警戒時期

(ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

(ア) 消防分担区域

(イ) 出動計画

(ウ) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

村は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

(ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。

(ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

エ 応援体制の確立、長野県消防相互応援協定書（資料3-1参照）及び長野県市町村災害時相互応援協定書（資料3-2参照）等に基づく応援体制の整備

2 林野火災防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定書（資料3-1参照）、長野県市町村災害時相互応援協定書（資料3-2参照）等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

ア 松本広域消防局、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

松本広域消防局の協力を得て関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方气象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入山者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

(1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請（第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」参照）

(2) 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するため松本広域消防局と協力し体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(1) 災害現場に派遣された職員による状況報告

(2) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

(3) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

4 消火活動

林野火災発生時においては、松本広域消防局及び関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

村は、林野火災が、その発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

(1) 出動部隊の出動区域

(2) 出動順路と防御担当区域

(3) 携行する消防機材及びその他の器具

(4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法

(6) 応急防火線の設定

(7) 救急救護対策

(8) 住民等の避難

(9) 空中消火の要請

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により村単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

また、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3 災害復旧計画

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

第7節 火山災害対策

全部署

第1 火山災害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いむらづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、本村に近いのは焼岳、乗鞍岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

1 火山災害に強いむらの形成

- (1) 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- (2) 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。
- (3) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他退避施設の整備を推進する。
- (4) 警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- (5) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

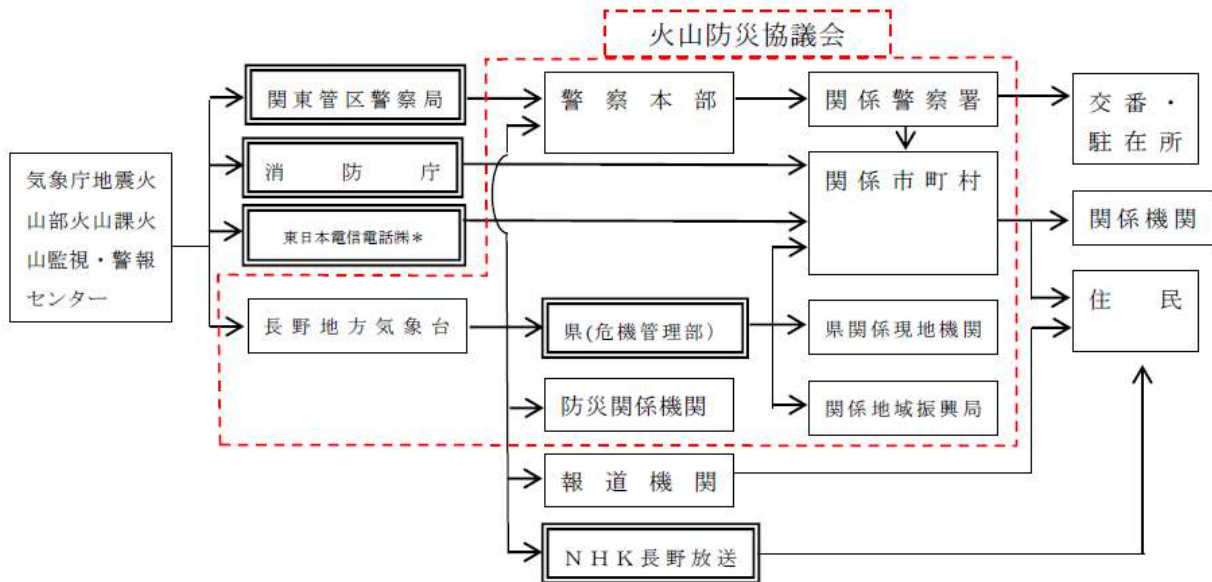
第2 災害発生直前対策

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制、避難誘導體制を整備しておく必要がある。

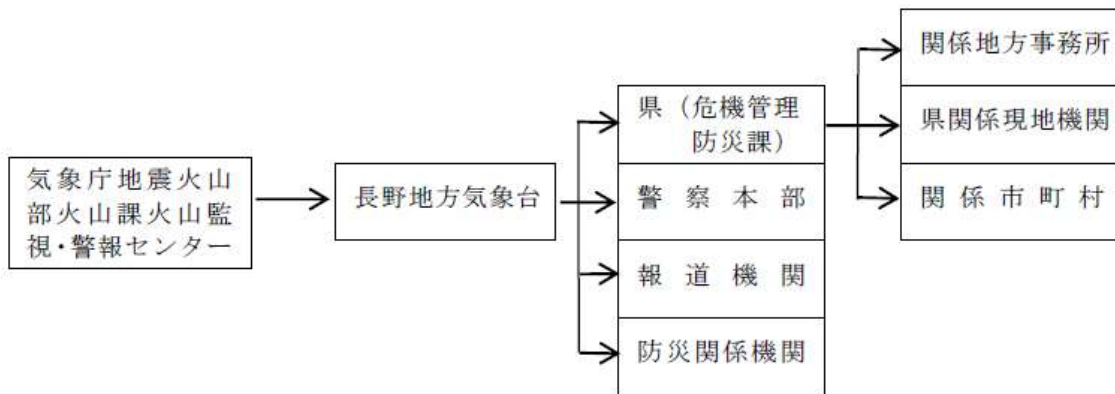
1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

噴火警報・予報等の発表の基準、伝達の経路については、次図のとおりであるが、村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

噴火警報・予報等の伝達系統図



異常現象の通報系統図



2 避難誘導體制の整備

村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

(避難誘導體制については第2編第1章第12節「避難収容活動計画」に準ずる。)

(1) 噴火警報・予報

噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(2)火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(3)火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、又は必要に応じ作成し発表する。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（焼岳）

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規制等
	火口から少し離れた所での火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	1 活火山であることを留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（乗鞍岳）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)

第3 災害応急対策計画

火山噴火により地域住民、観光者等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関の団体の協力を求め応急の措置を講ずるものとする。

1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は、応急対策を実施するうえで不可欠のものであるが、現場は、山岳地であり、有線による情報の収集及び伝達は、極めて困難になるものと思われる。したがって県、村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって、情報の収集及び伝達に努める。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難の状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

2 救助における活動体制

火山災害時における職員の動員・活動体制については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。

3 救助・救急、医療活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるとおり救助・救急、医療活動を実施する。

4 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

5 広域応援要請

災害の規模により、村単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。